

歯科用ガス圧式ハンドピース認証基準(改正案)

医療機器の名称（一般的名称）	基 準	
	日本工業規格又は 国際電気標準会議 が定める規格	使用目的又は効果
1 歯科用ガス圧式ハンドピース	（現行） T 5906	圧縮空気を回転に変換すること により、歯科用バー、リーマ等の 回転器具を駆動すること。
	（改正案） T 5912	

ただし、形状、構造及び原理、使用方法及び操作方法若しくは性能等が既存の医療機器と明らかに異なるときは、本基準は適用しない。

日本工業規格

（現行）

[T 5906:歯科用ハンドピース—第1部：高速エアタービンハンドピース](#)

（改正案）

[T 5912:歯科—ハンドピース及びモータ](#)

（参考）一般的名称の定義

一般的名称	定 義
歯科用ガス圧式ハンドピース	歯科で用いる歯科用バー、リーマ等の回転器具を接続するためのチャックを備えた1つのハンドピースから成る歯科用器具をいう。通常、圧縮空気により駆動する小型のタービン及び回転研削器具を冷却する水噴射システムを内蔵している。振動器具を接続するものを含む。

（参考）当該基準の対象となる代表的な製品の外観等

品目の概要：

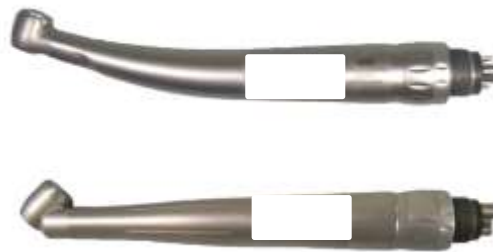
ハンドピースのヘッドに小形タービン（又はロータ）を内蔵し、その小形のタービン（又はロータ）を圧縮空気で作動させることによって高速回転が可能なハンドピース。そのタービン（又はロータ）の軸内にチャック機構をもつ。

作動原理：

歯科用ユニットに装着し、ハンドピースのヘッドに小形タービン（又はロータ）を内蔵し、その小形のタービン（又はロータ）を圧縮空気で作動させることによって高速回転を発生させる。

代表的な製品の外観：

< 歯科用ガス圧式ハンドピース >



認証基準の改正概要

一般的名称	認証基準 (現在)	認証基準 (改正予定)	備考
歯科用ガス圧式 ハンドピース	JIS T 5906	 JIS T5912	今回改正予定
ストレート・ギアード アングルハンドピース	JIS T 5907		今年度中改正予定
歯科用電動式 ハンドピース	JIS T 5907		
歯科用空気駆動式 ハンドピース	JIS T 5907		
歯科用空気回転駆動 装置	JIS T 5908		
歯科用電気回転駆動 装置	JIS T 5909		